

船ス協第132号
令和5年11月2日

船橋市スポーツ協会
各加盟団体会長 様

船橋市スポーツ協会
会長 山崎 幸男
(公印省略)

令和5年度船橋市スポーツ協会成績優秀者の推薦について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、当協会の事業推進にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記により、候補者を推薦いただきますようお願いいたします。
なお、体育功労者の推薦依頼につきましては、12月を予定しております。

記

- 1 提出期限 **令和6年1月10日(水)しめ切り厳守**でお願いします。
- 2 提出方法 [メール] **supotsu@city.funabashi.lg.jp** (原則)

※Excelデータのままご提出ください。

[郵送] 〒273-8501 船橋市教育委員会 生涯スポーツ課 (住所不要)

- 3 提出書類 **【様式】令和5年度 成績優秀者(チーム)推薦書**

※各様式は『船橋市スポーツ協会のホームページ』からダウンロードできます。

※該当者がいない場合は、その旨をメール等でご連絡ください。

- 4 その他 ・成績優秀選手(チーム)については、1月に審査を行い、3月中に表彰状を各団体へ送付する予定です。
なお、体育功労者につきましては例年通り表彰式で授与いたします。

船橋市スポーツ協会事務局(船橋市教育委員会生涯スポーツ課内)

担当: 屋代・飯尾

電話: 047-436-2912

メール: supotsu@city.funabashi.lg.jp

【様式】

令和5年度 成績優秀者（チーム）推薦書

船橋市スポーツ協会
 会長 山崎 幸男 様

団体名 _____ 協会・連盟
 会長氏名 _____
 記載責任者名 _____

下記の者を「成績優秀者」として推薦致します。

	氏名(チーム名) ※楷書	所 属	競 技	大会正式名称 (階級・部門 等)	成 績
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※記入欄が不足する場合は、行を追加してください。

※複数大会で入賞している場合は、上位の大会から順に記入してください。(良い成績が上になること)

【記入例】

	氏名(チーム名) ※楷書	所 属	競 技	大会正式名称 (階級・部門 等)	成 績
1	体協 太郎	〇〇クラブ	テコンドー	第〇回全日本ジュニアテコンドー選手権大会 組手 男子小学〇年生 +〇kg級	1位
2	船橋 花子	〇〇高校	剣道	第〇回関東高等学校剣道大会女子団体戦 第〇回千葉県高等学校総合体育大会女子団体戦	優勝 優勝
3	〇〇クラブ	船橋市野球協会	野球	令和〇年度 全国〇〇大会 シニアの部	3位

成績優秀選手（チーム）の推薦書作成要領

1. 推薦について

(1) 推薦基準については、別添の表彰規程第4条2項をご確認ください。

(主な基準) 関東大会3位以上、県大会優勝、新記録樹立者など

(2) チームで成績を収めた場合、選手を個別に推薦するか、チームとして推薦するか選択することができます。ただし、チームで表彰された場合の賞状等は1枚となります。

(3) 該当者（チーム）がない場合は、その旨をメール等でご連絡ください。

2. 推薦書の作成について

(1) 前年度の様式は使わず、今年度の様式を使うようにお願いいたします。

(2) 表彰状には氏名（チーム名）・大会名・順位を記載いたします。

(3) 表彰状作成のため、氏名（チーム名）の漢字間違いには十分注意してください。

(例) 高・高、 斉・斎・齋

(4) 「所属」は、クラブ名や学校名を記入してください。

※個人ではなくチームを推薦する場合は、協会名・連盟名を記入してください。

(5) 参加部門や階級等は「大会名称」欄に記入してください。

(6) 大会名等は正式な名称を記入してください。

(7) 賞状に記載する大会は、上位の大会1つだけになります。

ただし、1選手が複数大会で入賞した場合、審査のためにすべて記入してください。

なお、その際は、賞状に記載する大会を一番上に記載してください。

(8) 「成績」については、1位や優勝など競技や大会による表記の違いに気をつけてください。

(9) 記入欄が不足する場合は、行を追加してください。

【問い合わせ先】

船橋市スポーツ協会事務局
(船橋市教育委員会 生涯スポーツ課内)

担 当：屋代・飯尾

TEL：(436) 2912

FAX：(436) 2908

メール：

表彰規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、船橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）会則第 34 条の規定に基づき、体育功労者等の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰を受ける者)

第 2 条 本会は、次の各号に該当する者について、表彰を行う。

- (1) 加盟団体又は関係者でスポーツの健全な普及発展に貢献し、且つ本会の向上発展に寄与した者。
- (2) 加盟団体において、実技指導又は運営に長年にわたり貢献した者。
- (3) 競技の成績が優秀で、スポーツの振興に貢献した者。
- (4) 日常生活がスポーツマンとして他の範たる者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があった者。

(表彰を受ける者の推薦)

第 3 条 加盟団体の代表者は、前条に規定する表彰に該当すると認められる者があるときは、体育功労者等候補者推薦調書（以下「調書」という。）を作成し、本会会長に提出しなければならない。

2. 前項の規定によるもののほか、前条に規定する表彰に該当すると認められる者があるときは、本会が調書を作成することができる。

第 4 条 前条の規定に基づき、体育功労者の候補者の推薦にあたっては、次に掲げる事項を考慮し、適任の者を選ぶものとする。

- (1) 本会に加盟して 10 年を経過した団体であり引き続き 10 年以上指導、運営又は普及のため率先挺身した者で、満 40 歳以上であること。
- (2) 過去に本会から表彰を受けたことのない者。
- (3) 単に加盟団体の名目的役職の地位のある者。又はプロ指導者は、推薦対象としない。
- (4) 財政的援助を行った者及びスポーツ施設の便利をはかり、本会の発展に貢献した者。
- (5) 原則として、1 団体 1 名の推薦とする。
- (6) その他会長が認めた者。

2. 前年度において優秀な成績を収めた個人又は団体については、次に掲げる基準により成績優秀者の候補者として推薦するものとする。

- (1) 世界記録、日本記録又は県記録をつくった個人又は団体であること。
- (2) 全国大会又は関東大会で 3 位まで入賞した個人又は団体であること。
- (3) 県大会で優勝した個人又は団体であること。
- (4) 前(2)又は(3)に準ずるもの。
- (5) 原則として、市を代表する個人又は団体であること。
- (6) 原則として、個人において、加盟団体に所属し、且つ市内に居住する者であること。

又、団体においては、加盟団体に所属する団体であること。

(表彰を受ける者の決定)

第 5 条 表彰を受ける者は、調書に基づき本会表彰委員会において審議、決定をする。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、個人又は団体毎に表彰状又は感謝状等を授与することにより行う。

2. 前項の表彰状又は感謝状等にあわせて記念品を贈呈することができる。

3. 表彰の時期は、本会表彰委員会において定める。

(表彰の取り消し)

第 7 条 表彰を受けた者が表彰を受けた者として不適当と認められたときは、本会表彰委員会において審議し、取り消すことができる。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(船橋市体育協会表彰規程の廃止)

船橋市体育協会表彰規程（昭和 38 年 3 月 22 日制定）は、廃止する。

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。